

令和6年度第3回仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び 令和6年度第4回仙台市子ども・子育て会議 会議録

1 日 時 令和7年2月3日（月）13:00 ～ 15:00

2 会 場 みやぎハートフルセンター2階会議室

3 委 員

【仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会】

委員数 15 名（出席委員 14 名 欠席委員 1 名）

- (1) 出席委員 佐藤哲也専門分科会長、中嶋嘉津子専門分科会副会長、
荒井康子委員、飯島典子委員、神谷哲司委員、川村美智委員、
佐藤富美子委員、丹野由紀委員、千葉亨委員、土倉相委員、
内藤梓委員、平山乾悦委員、三浦正幸委員、村田祐二委員
- (2) 欠席委員 高橋香子委員

【仙台市子ども・子育て会議】

委員数 23 名（出席委員 19 名 欠席委員 4 名）

- (1) 出席委員 吉田浩会長、飯島典子副会長、荒井康子委員、市川やや委員、
海老澤永子委員、大橋雄介委員、神谷哲司委員、佐藤哲也委員、
佐藤富美子委員、菅澤美香子委員、清野英俊委員、高城みさ委員、
丹野由紀委員、千葉亨委員、土倉相委員、中嶋嘉津子委員、
平山乾悦委員、三浦正幸委員、村田祐二委員
- (2) 欠席委員 阿部祥大委員、今野彩子委員、高橋香子委員、三浦じゅん委員

4 会議録署名委員 佐藤富美子委員、平山乾悦委員

5 議 事

(1) 報告事項

- ①「遊びの環境の充実に向けた取組方針（案）」について
- ②「（仮称）せんだいこども若者プラン 2025」中間案に関するパブリックコメントの実施結果について

(2) 協議事項

- ①「（仮称）せんだいこども若者プラン 2025」最終案について
- ②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準（案）について

議事要旨

1 開 会

2 こども若者局長挨拶

3 委員紹介

4 職員紹介

5 議事の進行について

6 議事

(1) 報告事項

- ①「遊びの環境の充実に向けた取組方針（案）」について

資料 1－1、資料 1－2 に基づき、子育て応援都市推進課長が説明

（質疑応答）

海老澤委員：先日私も新しい施設ができるというニュースを聞き、とても良い、嬉しいニュースだと思った。多くの方々が屋内遊び場を希望していると思うので、ぜひ進めていただきたい。その反面、前々から申し上げているが、それを作るためには建物をまず建てるということが必要である。先日も施設整備地に足を運んだが、まだ何もないところなので、そこに建物を建てて環境を整備するためには、少し時間がかかるように思う。例えば、福島県では、国見町や伊達市に廃校になった体育館を使った体を動かせる総合施設のようなものを作っている。それは建物を新しく建てたのではなく、使っていない既存の建物を利用し、その中に子どもたちが体を動かせるような遊具等を設置することで、特に休日、あるいは平日の夕方にも利用できるようにしている。また、東京都では、「IMAGINUS」という廃校になった学校を開放して科学の実験をするような施設がある。仙台でも近くであれば貝ヶ森など、廃校になった小学校がある。そういった廃校になった施設を利用するという計画は考えていないのか。まず、廃校になった学校を把握しているのか、また、そのような場所を子どもたちに開放していく施設にするような計画は考えていないのか、伺う。

子育て応援都市推進課長：整備スケジュールについては、ご指摘のとおり、公共事業の建物であるため、一定の期間を要すると考えている。しかし、日々成長する子どものための施設ということも踏まえ、できる限り早急な整備を目指していきたいと考えている。一方で、一定の時間を要することは確かであるため、取組方針の中でも、資料 1－1、3 ページ「第 4 章 主な取組」にて既存の施設での遊びの充実を図っていくことをご説明したところである。既にある子育て支援拠点や、あるいは社会教育施設、自然、学校、児童館等のさらなる活用ということも、同時並行で進めていく必要があると考えている。

廃校の利用については、現在仙台市に何校か廃校があると思うが、具体的な議論というところはまだできていないところである。しかし、取組方針に掲げている「既存の施設」の一つとして、幅広い取組の中で検討を行ってまいりたいと考えている。

海老澤委員：ぜひ検討していただきたい。今、児童館は、児童数が減っているはずなのに児童館の登録児童数は多いという現状がある。そのため、学童に通っていない子どもたちは、児童館に行きにくい。特に、土日に関して、児童館に遊びに行くという気持ちを持っている子どもは少ないように感じる。そのため、できれば児童館以外の場所でそのような場所があれば良いと思うので、よろしく願いたい。

②「（仮称）せんだいこども若者プラン 2025」中間案に関するパブリックコメントの実施結果について

資料 2－1、資料 2－2 について総務課長から説明

（質疑応答）

丹野委員：資料 2－2、42 ページの No.82 で、子ども会についての意見があるが、「本市の考え」で、「地域全体でこどもと子育て家庭を支えることの大切さ」とあるが、学校の協力は不可欠だと子ども会は考えている。今、地域と子どもというのは、どこの地域においてもあまり繋がっていないという状況が多く、また、学校では知らない人から声をかけられても返事をしなくて良いといった教育が全国的に広まっている。そのため、地域の人が声をかけても返事をしないという子どもがかなりいるということをもどの指定都市でも耳にする。

そのため、仙台市では、去年まで校長会に対して、「子ども会に入ろう」というチラシを新 1 年生に配布いただくようお願いしていたところであるが、今年度それを行わなかったところ、現在までに十数件、「今年度はチラシを配らないのか」という問い合わせが来ている。

ということは、学校が介入することで、子ども会に入るかどうか考えていただく効果があるのではと思うため、ぜひ「本市の考え」に「学校の協力」という文言を加えていただきたい

い。

総務課長：地域全体で子どもや子育て家庭を支えるということは、今回のプランの第4章で示しているところである。この「地域社会全体」には、当然地域の方々や地域団体、学校も含まれ、また、企業等も含んだ地域社会全体を指しているの、みんなで子ども・子育て家庭を支えていこうという趣旨で記載している。

子ども会などの子どもと関わる事業をする際には、やはり学校からの情報提供が一番隅々まで届くという部分もある。今回いただいたご意見については、教育委員会とも共有を図りながら、学校だけを特に抜き出して記載すると他が抜けているように読めてしまうため、他団体とのバランスも考慮しながら、修正については検討させていただきたい。

吉田会長：地域には地元の住民だけではなく、学校も入っていることを踏まえた表現に工夫できないかどうかを検討いただきたい。

(2) 協議事項

①「(仮称) せんだいこども若者プラン 2025」最終案について

資料3-1、資料3-2に基づき総務課長

(質疑応答)

大橋委員：資料3-2、41 ページの数値目標にて、「こどもの権利条約（4つの権利等）」についてとあるが、ユニセフのウェブサイトでは「4つの権利」ではなく「4つの原則」という表記に統一しているようだ。そのため、その事実確認も含め、検討いただきたい。

また、この「4つの権利」、つまり「生きる権利」・「育つ権利」・「守られる権利」・「参加する権利」が、4つの原則と混同することは、表記上好ましくない可能性もあるため、表記の検討をしていただきたい。

総務課長：確かに条約については、機関によって異なる整理をされているため、ユニセフなどの表記も確認した上で、どのような表記が一番混乱がないかということを確認した上で掲載を考えていきたい。

三浦（正）委員：保育園を経営しているが、資料3-2、62 ページの「(3) 保育利用率の目標値の設定」について、今回大幅に変わったとのことで、確認したい。

中間案では、保育利用率は5年間で約2%ずつ上昇し、令和12年度には60%まで上昇しているという積算であった。しかし、今回の最終案では、半分の年1%に下がり、令和12年度の見通しが55%まで下がっている。少子化はあくまで数の問題で、それに対する利用率であるため、中間案策定から最終案策定までの短期間で大幅な下方修正を決断されたのは、少子化以外の理由があるとの考えからなのか。

幼保企画課長：保育利用率の目標値の設定は、委員ご指摘のとおり、前回の中間案では、令和12年度当初で60%としていたが、現在はお示しのとおり55.3%としている。また、伸び率も半分程度になっているとのことだが、これについては先ほど説明したとおり、来年度、令和7年4月1日からの一次の利用申し込み状況を踏まえ、こちらの想定よりも伸び率が低かったということを踏まえ、令和8年度以降の伸び率についても平均を約半分にしたところである。

三浦（正）委員：全国的に見れば、仙台市は決して利用率の高い地域ではないという認識をしており、逆に伸びしろがたくさんあると事業者としては考えている。この短期間で、令和8年度の利用申し込みだけで、向こう5年間の伸び率を修正することは随分極端だという印象

を受けたので、念のため確認させていただいた。あくまで予想なので、外れても支障ないのであれば問題ない。

吉田会長：機械的な計算によっているというところで、量の見込みの方は割と最近のデータを反映しているが、推計人口は現状より多いときのデータを使用しているため、計算上、保育利用率が小さくなってしまいうのだろうが、市としてその利用を抑制していく方向になっているということでは全くないということである。当然、利用希望者が増えれば、事業者との調和を図りながらそれに十分対応していくというところは、堅持していただきたいと思う。

総務課長：今後、本日いただいたご意見を含め、3月初旬までには内容を固めていく。そして、3月中旬に、先ほどご説明したとおり吉田会長から市長に計画の答申をするので、それまでに皆様には、情報共有させていただきたい。

吉田会長：それでは本日お出しいただいた意見も反映させ、最終版については、会長、副会長にご一任いただければと思う。

②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準（案）について

資料4に基づき幼保企画課長から説明

（質疑応答）

三浦（正）委員：今年度実施している「こども誰でも通園制度試行的事業」の10施設のうち、私が今管理しているのは2施設あるので、実施者として発言させていただく。当然、国からの通達も出て、あくまで本格施行は1年後の令和8年であり、令和7年度までは、まだ確定ではないという段階だと思うが、全国的に見れば仙台はまだ利用率が決して高くない。つまり、非利用率が高いと考えると、このこども誰でも通園制度に対しての要求や期待は、おそらく全国的に見れば高いという考え方が成り立つと考える。

東京などの首都圏や、待機児童の多いエリアでは、こども誰でも通園制度の利用者が殺到すると予想される。まだ仙台でそこまで利用者が殺到していないのは、保育施設を利用できないエリアが今減ってきており、先ほど説明があったとおり、令和6年度が利用者数のピークで、今はもうピークアウトし、これから利用が減り、空きのある施設が増えるという中で、空いているならば定期利用するという考え方が通常であるからだと考えられる。そのため、中間案の令和12年度の保育利用率が60%というものの方が正しいように思う。話を元に戻すが、全国的な数値よりも低い利用率の中で、かつ、利用者がいないということは、こども誰でも通園制度に多く期待するという裏返しになるはずで、料金的には無料であればという意見もあるだろうが、月に10時間しか利用できないため、1週間に2時間半しか利用できない。そのため、子どもからすれば毎週何曜日に行っても2時間半でお迎えが来るようなイメージで、そこから一時預かりにちゃんと繋がるのかという懸念がある。

また、これを担当する職員は、トータルとして毎日、違う子どもを預からなければならないということが、なかなかのハードルである。国が始めた事業なのでこれをやらないわけにはいかないのだろうが、定期利用、いわゆる通常の預かりと比較すると、こども誰でも通園制度は、本来は通園ということよりも、レスパイトというか、仕事をしていないから保育施設に通えない人等も含めた相談先といった役割の方がクローズアップされるべきである。しかし、今のところ一時預かりの延長という部分だけが説明されてしまっている。そのため、様々な形で、これから事業を展開していく途中という認識なので、まずはやってみて、また1年後までに良い形でスタートできればと思う。

海老澤委員：母親としての意見だが、10施設の仙台市内の割合と、どこのご家庭も、近くだったらあそこに行けるな、といった、分かりやすい場所に10施設あると理解してよろしいのかということを質問したい。それから、一時利用をするとなれば、前もって面接や予約をして

利用するということが多い。しかし、母親の用事というのは、例えば急に自分の体調が悪くなる等の突発的な場合が多いため、予約ができないような状況が多い。おそらく、一時利用に至らないけれども、預かって欲しいときというのは、緊急なことが多い。この制度はそういうことにも対応して、例えば自宅の近くにある保育園に、子どものアレルギーや生活状況を一度相談しておけば、今日どうしても預けたいという場合に、空きさえあればいつでも入れるといった使いやすい制度なのかということも併せて伺いたい。

幼保企画課長：まず、今年度行っている試行的事業の 10 施設は、公募で実施している。最終的には、各区に 2、3 施設ずつとなるように配置したところである。来年度についても、仙台市では実施したいと考えており、施設数の拡充を図っていきたいと考えている。

また、申し込みについては、一時預かりと同様に、こども誰でも通園制度についても、事前に面談等で、お子様の状況や既往歴等を確認することになる。そういった面談等が事前登録のような形になり、あとは、その施設に空きがあれば利用できるという形になっている。

海老澤委員：多くの母親に無理のない楽しい子育てをするための制度だと思う。決して母親たちが保育をする時間を減らしましょうという方向性ではなくて、子どもが幸せに育つための制度であると思う。母親も幸せに子どもを育てられる、子どもが幸せに育つことができるための制度として、ぜひ使いやすい施設、使いやすい場所を実施していただければと思う。

平山委員：要望だが、現時点でこの事業をすでに行っている園があるとのこと説明があったが、その園で働く職員の感想や、問題点だと思うことを、ぜひこの会議でお示しいただきたいと思う。以前、私が聞いた話では、やはり全然慣れない環境で預けたときには、子どもは保育園にいる間ずっと泣きどおしであったということだ。それは子どもにとってもあまり良くないだろうし、保育士にとっても、やはり負担になる。それから、預かり保育を受けるために、保育士の担当を決めたり増員したりするのだが、補助される金額が少なく、経営的に、特に私立の保育園等で実施する場合には、少しもおいしい話ではないということも聞いている。そのあたりについて、将来的に負担がより少なくなる方向に行くのか、問題が解消される方向に行くのかということも含めて、今事業を実施している事業者のご意見をお聞きできればと思う。

吉田会長：そのためのパイロット事業、パイロット期間だと思うので、1 年経ったら自動的に全部行うということではないと理解しているがいかがか。

こども若者局長：昨年度から、仙台市はどこの自治体よりも先にモデル事業という形で 5 施設実施しているところである。今年度は試行事業ということで 10 施設だが、やはり時間数の問題や、今回のこども誰でも通園制度に関しては、市役所を通さず、各施設に直接お申し込みいただくという運用であるため、各施設の事務的負担が増えていると聞き及んでいる。

一方で、先ほどお話があったお金の問題もあり、そして、実際に施設側からすると、1 か月に 10 時間しか来ない子どもを継続的に預かるということは、かなり保育士等の負担感があるのではないかといった意見も国に出しており、こちらにも聞こえてきている。

令和 8 年 4 月の本格的な給付事業に向けては 1 年以上あるが、どのような状況で実施しているのか、どのような課題があるのかといった部分についても、ご報告をさせていただきたいと思う。

飯島副会長：私が思うに、やはりこういった一時預かりは、通常の保育よりも大変である。それは保育者の負担もそうだが、預けられる子どもの負担をよく考えていただきたいと思う。馴染みのないところに行き、馴染みのない人に預けられて、どれだけ不安な 1 日を過ごすのかということを考えると、やはり先ほどのご意見のように保護者を助けるという意図があるのであれば、お子さんについても、どれだけ安心してその時間を過ごせるかということをもっと広い期間のスパンで考えていかなければならないと思う。通常の一時預かりを一定期

間ご利用いただき、ある程度伸びやかに生活できる場合について受け入れるなど、何らかの仙台市や実際に事業を実施する施設の常勤職員の目が入ってきてもいいのではないかと思います。そういったことも踏まえて、1年後にもう一度ご検討いただくという理解でよろしいか。

こども若者局長：今回の制度の対象は3歳未満児であるため、副会長がおっしゃるとおり、お子さんが受ける精神的な負担などには、気を配らなければならないと考えている。そういった部分も、保育者の目にはどう映っているのかといったこともきちんと聞きながら、子どもにとって良い、そして保護者にとっても良い制度ができるよう、今後さらに考えていきたい。

吉田会長：ぜひ「こどもまんなか」を貫いていただきたいと思います。

神谷委員：そもそも、この事業は何を狙いとした事業なのか。

幼保企画課長：国の「こども未来戦略」にも掲げられているが、保育所、保育施設に通っていない、すべての子どもの育ちを応援する、成長を支援するという視点で、制度化された。

既に一時預かりという事業もあるが、現在、国では、この一時預かりとの関係性については、目的と制度的な違いという2点を示している。一時預かりは、保護者の立場からの必要性を目的に行うものだが、こども誰でも通園制度は、あくまで子ども主体で、子どもの育ちを応援していく支援であり、その点で目的が異なる。制度としては、こども誰でも通園制度は、令和8年度は給付制度となり、全国の自治体で統一的行われるが、既存の一時預かり事業は事業であり、給付制度ではないため、各自治体の判断で実施するものであることから、一時預かりを実施していない自治体もありうるという違いがある。

神谷委員：「子どもにとって」という視点がおそらくとても大事なところであると思う。そういう意味で、試行的に月10時間までの利用ということと思うが、先ほどお話があったように、6か月からのお子さんを預かる段階、特に愛着形成段階に入ろうというところで、身近な養育者から週2.5時間程度保育施設に行くことにどれぐらいの意味があるのかというところにやはり懸念があると思う。そういう意味では、利用の時間のところが問題である。

ただし、保育利用希望者が多く来ているときに収拾がつかなくなることも想定されるので、ニーズをどう考えていくのか、それからその趣旨として、こども誰でも通園制度とは、地域の中で子どもが育つという観点で、保育施設を活用するということであると理解していた。そういう観点から言うと、身近で安全・安心な関係性の中で子どもたちを育てる制度というように、仙台市で独自に作っていただけるとありがたい。もちろんその意味で、基準（案）も考えていただいたと思う。併せてソフト面、人間関係のようなところでも、今進んでいるこども家庭センターとの連携のことも考えながら、子どもたちの育ちを地域の中でどのように進めていけるかというところを、長期的な視野でもご検討いただきたい。

吉田会長：制度として実施していくことに加え、子どもを自身にとって良い環境がどのように得られるのかということところへのご意見が多くあった。その辺りもきめ細かく観察しながら進めていただきたい。

（3）その他

①仙台こども財団の取組について

子育て応援都市推進課長：今年度の会議において、仙台こども財団の取組についてのご質問、ご意見があったことを受け、今年度の取組を中心にご説明する。

資料の3～5ページについては、財団の掲げるビジョン、理念的な内容である。

6ページから令和6年度の取組を掲載している。まず、こども・若者会議について、特定非営利法人まなびのたねネットワークの伊勢代表理事にファシリテーターを務めていただき、20人のメンバーが7月から12月までに8回会議を実施した。会議では、意見を尊重すること

を大切にしており、こども基本法や、こどもの権利条約を学び、子どもたち自身に権利があることを知る機会を作った。会議の中では、年齢を超えて意見を出し合う姿が見られるなど、活発な活動が行われ、今年度は、「みんなが幸せなまち」をテーマに、子どもたちが企画や提案を行う取組が実現した。イベント実施後は、自分たちで提案した企画事業の実現を通して、達成感溢れるメンバーの表情がとても印象的だったと聞いている。財団としても、こうした活動を通じて、子どもたちが自己肯定感を高め、主体的に考えて行動できるようになってほしいと考えている。

7 ページは、男性育休取得チャレンジ創出事業についてである。男性従業員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進めようとする中小企業をモデル事業に選定し、社会保険労務士を派遣し、サポートを行うとともに、成果事例を情報発信するものである。今年度は4社を対象に実施している。具体的には、就業規則の見直しや、助成金の受給手続きのサポート、社内アンケートを通じた課題の把握と対策への支援などを行っている。また、育休取得を促すトップメッセージの社内周知やハンドブックの作成、社内研修会の開催支援などを行っている。

8 ページは、こども・子育てシンポジウムについてである。連携、協働と世代を超えた交流、居場所づくりをテーマにしており、財団の湯浅理事長の講演や、NPO 法人による活動事例の紹介、こども家庭庁からの情報発信、参加者が車座となってお互いの思いや考えについて意見交換を行うグループワークを実施した。

9 ページは、児童福祉セミナーで、2月1日に第1回目を開催した。75名の出席があったと報告を受けている。子どもの自己肯定感を育む関わり方をテーマとし、2回目は2月15日に対面でのワークショップを行う予定である。

10 ページから 16 ページまでは、今年度に財団で実施した、子ども・子育て支援団体の現状把握を行う実態調査についてである。調査の概要は 11 ページに記載のとおり。仙台市域を中心に活動する子ども・子育て支援団体に対しアンケート調査を実施した。16 ページの調査結果のまとめでは、子ども・子育て支援の活動としては、世代を超えた交流や居場所づくりに取り組む団体が多く、企業や学校、地域団体等との連携を求める声が多いことがわかった。この結果を踏まえ、財団としては、地域、多世代、連携をキーワードにした取組を進めることとしている。

17 ページからは、今ご紹介した調査結果も踏まえ、今後取り組んでいく居場所づくりについてご紹介している。

18 ページでは、湯浅理事長から示されている、子どもの居場所づくりによって目指すべき方向性として、「どこも」「どこか」という考え方を紹介している。より多くの子どもたちに、よりたくさん居場所がある「どこも」、そして、どんな子どもにも少なくとも1つの居場所となる「どこか」が必要ということである。

19 ページでは、来年度から取組予定事業の紹介である。財団は、先程ご紹介した「どこも」の視点で居場所づくりに取り組むこととしており、詳細は現在検討中であるが、その方向性についてご説明する。まず、多世代交流型モデル事業についてである。子どもの居場所を増やすために、モデル地区を選定し、社会福祉協議会や町内会など、地区内の多様な主体と連携し、地域のニーズに沿った取組を実施し、そのプロセスを好事例として横展開を目指すものである。

次に、どこでも居場所助成は、新たに多世代交流を促進する事業を実施する団体等に対して助成を行うものである。

また、事例紹介・情報発信として、地域が実施している多世代交流の取組を取材するなど、好事例の紹介、発信を行っていく。

20 ページについて、財団では本日ご紹介した取組以外にも、例えばこどもの意見表明に繋がる取組など、多様な取組を進めていくこととしている。ホームページやSNSなどで随時発信をしているので、ぜひご覧いただきたい。今後も市と財団が連携しながら、地域社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図り、地域の子どもたちの成長と喜びを実感できるまちづくりを目指してまいりたい。

(質疑応答)

海老澤委員：とても勉強になった。地域の居場所づくりや子ども食堂、プレーパークなどは、比較的想いがあるお母さんや元お母さんがほぼボランティアで行っている。そのような中、自分の子どもが卒業していくときなどに続けていくのか、あるいは大きな団体にしていくのか、どうやってそれを継続していくのか。自分の持ち出しで大きな負担を持ちながらやっていることに、ある意味甘えているところがあると感じる。この財団が、市からのお金ではなく、そういったところに臨機応変に支援できるということは財団設立当初にご説明があったと思うが、是非とも、想いはあるがボランティアとして進めていくのは苦しい、しかし続けていきたいという方々を上手にサポートし、ぜひ子どもの居場所づくりに取り組んでいていただきたい。

（全体質疑応答）

神谷委員：先程のこども誰でも通園制度の質疑について、補足させていただく。6か月で愛着形成段階という発言をしたが、赤ちゃんが愛着を作るのはお母さんだけではなく、保育士との愛着形成も考えたうえで、この段階から保育施設に通うことについての発言であった。

佐藤（富）委員：まず、こども若者局児童クラブ事業推進課の皆様には、昨年も引き続き、児童館の環境整備にご尽力いただき、感謝申し上げます。児童館の皆様は、防犯カメラからエアコンまで、設置されたことを大変喜んでいる。

資料3-2、49 ページからの基本的な視点「地域社会全体でこどもの育ちと子育てを応援していく環境づくり」、50 ページの「（2）地域の子育て支援機能の充実と多様な担い手との連携推進」にて、「地域の子育て支援団体や子育て支援施設が提供するサービスの利用がしやすい」と思う市民の割合について、仙台市の目標が 50%に対して、現状が 41.2%となっている。この要因の1つとして、児童館の指定管理団体の差がありすぎることがあるのではないかと考える。転勤してきて、仙台で出産や子育てをしながら、やっと自分1人で、「悶々としていないで、児童館に行ってみよう」と思ったお母さんたちが児童館に行く。午前中は自由来館の時間であり、子育て中のお母さん方が、自由に図書館に行ったり、遊戯室で子どもをハイハイさせたり遊ばせたりしているが、児童館の職員によっては、腕を組んでそれをただ監視していることもある。何か悪いことをしていないかなと監視していたり、「どうぞ好きに遊んでください」と言ったまま、事務室から出てこないこともある。

私どもは子育て支援クラブ草の根運動で、児童館でボランティアをしているが、少し用事があり児童館に行ってみると、来館者には職員が誰も構わず、黙々と仕事しているということがあり、それは違うのではないかと感じる。ある児童館では、玄関に入ってきたときから、とても嬉しい対応をしてくれ、良かったと涙を流すお母さんもいる。本当に孤独の中で子育てしている方々がたくさんいらっしゃる。資料3-2、129 ページに、「児童館等の職員研修等の充実」、それから、「放課後児童支援員の人材確保・処遇改善」があるが、児童館の職員は、放課後児童クラブなど様々なことを行っているが、児童厚生員の研修を徹底していただきたいと思う。仙台市に転勤してきた人が、嫌だと言って行かない児童館があり、多賀城や利府に遊びに行ったりしている。子育て支援クラブの会員も、言っても仕様がな、ゆくゆくは私たちもボランティアをやめようというところが多い。そこで、2つのことをお願いしたい。

児童館職員の研修を徹底していただきたい。各指定管理団体で様々な研修をされている。指定管理者によっては、年に4、5回も研修しているところもある。指定管理者によってあまりにも格差がありすぎるように感じる。また、評判が良くない指定管理者の担当者もこの会議に来ていただきたい。局長をはじめとした事務局の皆さんに、仙台市という肩書きを取り払って、児童館に行って評価をしていただきたい。本当に指定管理者の指定をしてもよいのだろうかと思うところが多々あると思う。日程を示して視察に行くのではなく、抜き打ちで、一般市民のように行けば、不審者のような形で見られるところもあると思う。やはり、仙台市の児童館はどこを取っても同じでなければならないと思う。いずれも同じ指定管理料でやっているのであり、同じ会議に出て、一緒に考えていただきたいので、ご検討いただきたい。

こども若者支援部長：今、12 団体に児童館・児童クラブの運営を担っていただいている。日々の皆様の尽力に感謝申し上げます。

提案があった、職員に対する研修の徹底について、日々職員の入れ替わりというのもある中で、一定のレベルを全部の児童館・児童クラブで確保しなければならないという思いは一緒である。時間に限りもある中で、どのように効率的、効果的な研修を実施するかというところが大きな課題であると思うので、そこは引き続き考えてまいりたい。

それからモニタリングに関して、こちら児童クラブ事業推進課で、毎年、すべての児童館に対する指導監査を行っている。その結果もお知らせしながら、一定の課題があるところに対しては、それを率直に指摘しながら、点数をつけるといったことも実際行っている。それ以外にも、児童クラブ事業推進課の職員は日々、様々な用事、名目で各児童館を訪問しているが、すべての児童館の運営状況をつぶさに確認するというのは難しい部分もあるため、気になる点については、私どもの方に直接お声を寄せていただけると、我々の方でも目配り・気配りがしやすくなるので、佐藤委員も含め、本日お集まりの皆様方も、お聞かせいただければ大変ありがたい。

この会議への出席というお話は、なかなか私だけの判断でのお答えは難しいが、縷々お話をいただいたとおり、すべての児童館で、子どもたちが楽しく良い時間を過ごしてもらうことが何よりも大事であるため、それに向けて日々努力してまいりたい。

吉田会長：窓口を開いていただけるということなので、ご意見をお寄せいただきたい。資料 3－2、84 ページに「(2) 計画の評価」があり、WEB アンケート等を通じたアウトカムの評価、ちゃんと効果が出ているのかということが公表される。できればこのアンケート調査を行う令和 10 年度よりも前に、ヒアリング等をこまめにしていただき、みんなが安心してよく使える児童館にしていきたい。

7 閉会

以上